

議案第 77 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「80の項」を「78の項」に改める。

別表中60の項を削り、61の項を60の項とし、62の項から78の項までを1項ずつ繰り上げ、79の項を削り、80の項を78の項とする。

第2条 岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表8の項を次のように改める。

8	学校運営協議会委員	年額	10,000円
---	-----------	----	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。